

## 伊藤権左衛門家の観音霊場供養塔

これは、個人の墓地に存するものであるが、この域にあっては貴重なものなので記録の一旦として取上げます。

### 1. 標題碑の様子

図-1中の「これ」と指した石塔（石碑）です。中央に「奉納 札 西国秩父坂東最上供養塔」と刻字されています。これは観音霊場巡り（巡礼、<sup>さんけい</sup>参詣）を実施した結果の記念塔です。「西国・秩父・坂東」は古来「日本百観音霊場」と称されています。その日本百観音巡礼を終えた後に、お礼参りの為に吾が地元の最上三十三観音霊場を巡礼したものでしょう。合計は百三十三——西国三十三、秩父三十四、坂東三十三、最上三十三——となります。



図-1

供養塔と刻字碑文は、後記図-2のとおりです。下部中央は刻字を活字化した内容、左右は伊藤家よりご厚意で頂戴した過去帳の写し（該当個所のみを抜粋したもの）です。

### 2. 刻字の読み解き

伊藤さん奥様から聞き取ったことと、ご厚意で見せて貰った過去帳の抜粋と合わせて読み解いて見ました。要約すれば、夫婦で百三十三観音霊場を巡礼したことを踏まえ、そのお参りした時の諸願成就の願いが永遠にみんなに回向しますようその心を記念碑的供養塔にして建立したものであります。

伊藤権左衛門母

俗名

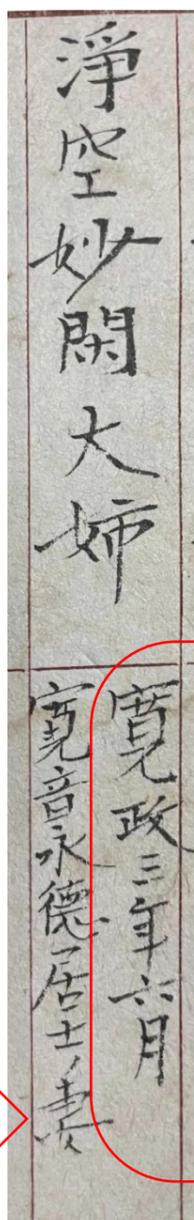


(左側面)

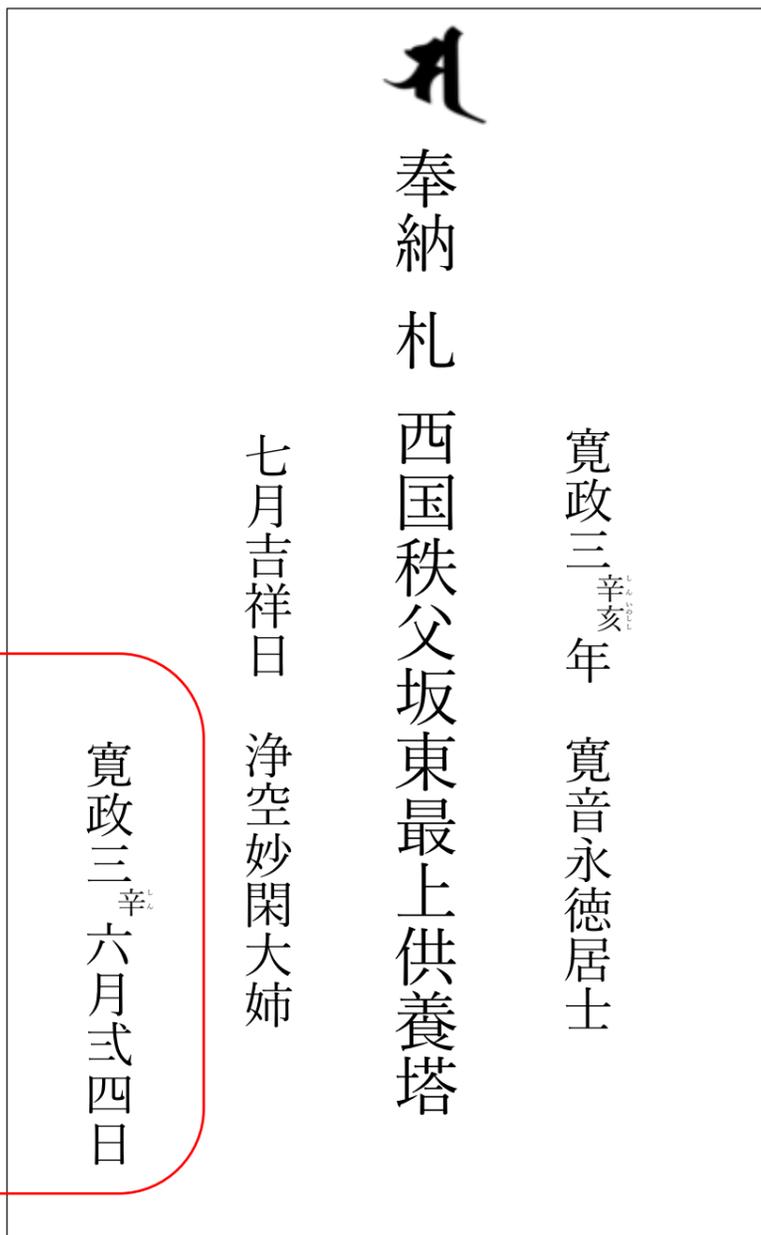


(右側面)

俗名 川合喜七



(過去帳)



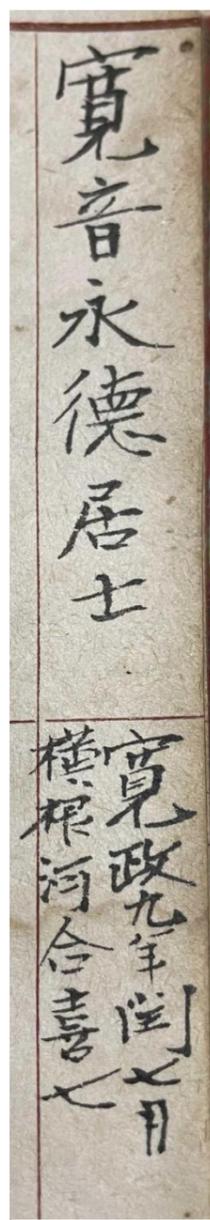
孔 奉納 札 西国秩父坂東最上供養塔

寛政三<sup>辛亥</sup>年 寛音永徳居士

七月吉祥日 浄空妙閑大姉

寛政三<sup>辛亥</sup> 六月式四日

図-2



(過去帳)

その1；頭部の梵字は観音菩薩（正観音）を表すものです。その下の、「奉納 札」はいわゆる建物の棟札と同義で、お参りして来たことの証左・記録であるという趣意であります。

その2；寛音永徳居士（俗名は河合喜七、横根出）と浄空妙閑大姉（俗名不詳、左記寛音永徳居士の妻）は夫婦であります。

その3；妻の浄空妙閑大姉は、寛政三<sup>しん</sup>辛（1791）年六月式四（24）日死去（過去帳で確認済）しました。

その4；存命中の夫河合喜七は、寛政三年六月二十四日に亡くなった妻を愛おしく思い、以前、二人で都合百三十三観音霊場を巡拝したことに思いを致し、記念碑建立を思い立ちました。翌月の七月に、寛政三<sup>あとのと・いのしじ</sup>（1791）年七月吉日として建立しました。（以来現在まで230年ほど経過しています。）

その5；同碑の左右側面に刻字されていることについてです。向かって右側に「俗名 川合喜七」とあります。過去帳は「河合喜七」とあります、今の家族によると先祖を尋ねれば「河」が正しいということ。石工の勘違いでしょうか。喜七さんは過去帳確認により寛政九（1797）年七月二十日に死去されていますから、建立した寛政三年は当然生存しています。

その6；両者に共通の俗名の意味合いは何なのか？ 俗名とは、一般的には、<sup>（前者）</sup>死亡者に付ける戒名や法名に対して使うことが多い言葉で、生前に名乗っていた姓名のことを指します。また、<sup>（後者）</sup>今存命している人の名をいう場合もあります。

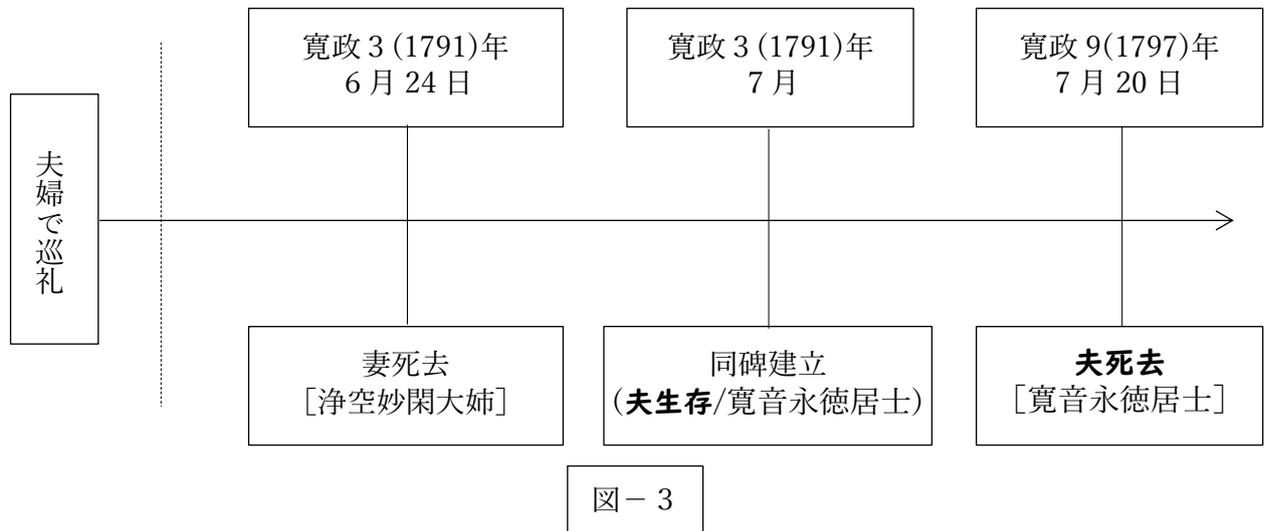
この場合は<sup>（後者）</sup>の意を以って、存命中の「川合喜七」と存命中の「伊藤権左衛門の母」——結果して喜七の義母の二人で建立したということになります。結果、浄空妙閑大姉は母の娘だったのです、母よりも娘が先死していたということです。

その7；寛音永徳居士は建立した寛政三年よりも6年も遅い、寛政九年七月二十日に亡くなったが、逆に亡くなる6年も前の存命中に戒名を決めていたことになります。だからだろうか、戒名の所はベンカラ色が残っています。なお、一般的には亡くなった後に、遺族はベンカラを消すと云われるが、現実には他の例においてもベンカラ色が残って場合が多々あります。

その8；ところで、細やかな疑問です。寛音永徳居士と浄空妙閑大姉の二人は夫婦関係であったというが、夫の俗名を伊藤何某ではなく、河合喜七としています。すると、婿養子ではなく、今様にいうマスオさんタイプ——妻（浄空妙閑大姉）は嫁に行って河合性となっていたが、時期はともかくとして河合夫婦は権左衛門家に住んでいたということだったのでしょうか。

### 3. 最後に

時系列を整理すると図-3のとおりです。



いずれにしても、百三十三観音霊場を巡礼するとなれば、その頃の全行程は徒歩です。長期間の日数（2か月前後？ それ以上？）と相応の費用を必要としたことでしょう。また、男と女の徒歩スピードを合わせることは相互に譲り合う、<sup>きづか</sup>気遣う気持ちが必要です。当時そんなことを行うことが出来るのは限られた極少数の人達であったと思います。

地元岩波地区の人達において、足元にこのような凄いことを実践したご先祖（先輩）がいたということは、殆どの方はご存じないでしょう。江戸期の1700年代にこのような小さな集落に、夫婦で合計百三十三霊場を巡礼して来たのです、これこそ、当該地域に誇れる歴史上の人物であると心より感嘆感激し、顕彰したく思います。このような挑戦的な先輩に対し、素直に衷心より拍手喝采を贈りたく思います。このような巡礼碑は珍しくはないが、このような趣旨から記録という側面を加えて紹介したものであります。

同巡礼の旅日記や同石塔建立に至った経緯についての書付等の書面があると、もっと面白く回顧できるのではないかと考えています。ひょっとすると、お伊勢参りや善宝寺参りなどいろいろな神仏霊場（神社仏閣）を求めて足を延ばした可能性も見えてくるかもしれません。（しかし、過去帳以外に手掛かりとなる書付等は見当たらないとのこと。）

このことは、瀧山郷土史研究会発行の「瀧山史談」や「瀧山の歴史」には一切掲載されていません。

私がこの石塔に気付き関心を寄せた理由は、この時点で、私自身が四国八十八か所霊場徒歩順礼を3回、西国三十三か所霊場徒歩順礼を1回、最上三十三観音巡礼は自家用車で1回行っているからです。また、近くは平清水に本件類似の供養塔があるからです。こうした中、2021(令和3)年8月28日(土)岩波観音堂にお参りに行った際、突然と目に飛び込んで来た経緯がありました。

もちろん、この文書は伊藤さんにお渡ししています。

(end)